

# 訓 令

## 埼玉県人事委員会訓令第二号

埼玉県人事委員会事務局

埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年十二月二十三日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

埼玉県人事委員会事務決裁規程（昭和四十六年埼玉県人事委員会訓令第一号）の

一部を次のように改正する。

別表第三の二職員の給与に関する事務の項事務局長専決事項の欄28中「第六条第二項」を「第五条第一項」に改める。

### 附 則

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の埼玉県人事委員会事務決裁規程は、令和七年四月一日から適用する。